

議案第 1 号

瑞穂町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とした基金を活用して事業を行うため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例

(設置)

第 1 条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号）第 9 条第 2 項に規定する公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うために要する経費に充当するため、同項の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とした瑞穂町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金は、金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第14条第1項各号に規定する公共用の施設の整備又は同条第2項各号に規定する事業のうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第92号）第3条第1項第7号に規定する公共用施設の整備として行う継続事業又は同要綱第3条の2第1項第4号に規定する特定事業として行う継続事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。